

日液協3第1号  
令和3年4月7日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

「液化石油ガス安全高度化計画2030」について(お願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会のため格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、国においてこれまで毎年度実施してきた「保安対策指針」(以下「指針」という。)に代わり、2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画2030」(以下「高度化計画」という。)が公表されましたのでお知らせいたします。

その概要とこれまでの指針との変更点等は以下のとおりです。

- ① これまでの指針のように毎年度新しく策定されることはなく、今回策定された高度化計画は10年間運用されますが、2026年に中間評価、計画見直しを実施します。
- ② これまでの指針は、国がLPガス販売事業者に取り組みを要請するものであったことであるのに対し、今回の高度化計画では、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、一般消費者等及び関係事業者等がそれぞれ主体者となって実行する総合的な保安対策です。
- ③ 目標や、取り組みの内容等は、これまでと大きく変更された訳ではなく事故対策、自然災害対策、保安基盤の整備の観点から自主保安の取り組むべき事項等を定めております。

高度化計画の詳細につきましては下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

【経済産業省ホームページ掲載アドレス】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anzen\\_torikumi/koudoka\\_keikaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/koudoka_keikaku.html)

以 上

発信手段：メール

担当：木村、高木、北邨